

## 平成29年度第1回向日市都市計画審議会議事録

### 1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日 時 平成29年11月20日(月) 午後2時00分～午後3時51分  
(2) 場 所 向日市役所 3階大会議室

### 2 会議を構成する委員数及び出席者の数

(1) 会議を構成する委員数 15名

(2) 出席委員数 11名

1号委員 川崎 雅史

〃 小山 俊樹

〃 中山 忠厚

2号委員 丹野 直次

〃 山田 千枝子

〃 小野 哲

〃 長尾 美矢子

〃 和島 一 行

3号委員 水口 剛

4号委員 長谷川 勤

〃 六人部 美恵子

#### 代理出席者

森下正勝 【3号委員：西村英明の代理】

[傍聴者] 1名

### **3 議事**

(1) 京都都市計画 生産緑地地区の変更について（付議）

(2) 京都都市計画道路 牛ヶ瀬勝龍寺線の変更（原案）

について（報告）

## 平成29年度 第1回 向日市都市計画審議会

日時：平成29年11月20日

開会 午後2時00分

○事務局 定刻よりも少し早いですけれども、本日出席の方がそろいましたので、ただいまから「平成29年度 第1回向日市都市計画審議会」を始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただき、まことにありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます都市計画課の臼杵です。よろしくお願ひいたします。なお、本日の審議会は、15時30分ごろの終了を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは初めに、審議会委員の交代につきまして、向日市都市計画審議会条例第3条及び同運営規則第5条第1項第2号及び第3号の委員に異動がございましたので、御紹介申し上げます。

去る8月1日に開催されました、平成29年第1回臨時会におきまして、市議会議員の役職等に異動がございましたので、小野委員、丹野委員、長尾委員、和島委員が御就任されました。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは皆様、一言ずつお願ひいたします。小野委員様からよろしくお願ひします。

○委員 新政クラブの小野哲でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○委員 同じく、向日市議会共産党議員団、丹野直次でございます。どうかよろしくお願ひします。

○委員 公明党議員団、長尾美矢子でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員 MUKOクラブの和島一行と申します。よろしくお願ひします。

○事務局 ありがとうございました。

続きまして、人事異動に伴いまして、京都府乙訓土木事務所長 水口委員、向日町警察副署長 西村委員が御就任されたので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは代表いたしまして、水口様、一言お願い申し上げます。

○委員 水口でございます。よろしくお願ひします。

○事務局 ありがとうございました。

委員の異動につきましては、以上でございます。

それでは、議事にお入りいただく前に、本日委員の御出席状況を御報告申し上げます。

今回、審議会を所用により、西田委員、神吉委員、藤本委員、西村委員が欠席されております。現在、御出席の委員は11名でございまして、本審議会条例第6条第1項に定める定足数を満たしております。よって、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、今回、3号委員でございます向日町警察副所長でございます、西村委員が所用により欠席されておりますが、3号委員は関係行政機関の職員となっており、向日町警察署としての御意見を伺うために、同規則第6条の規定により、森下交通課係長にお越しいただいております。

同規則第6条につきましては、「会長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、または説明させることができる」となっております。

森下係長様、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員 森下です。よろしくお願ひします。

○事務局 それでは、この後の進行につきましては、川崎会長にお願いいたします。

○会長 それでは、皆様お忙しいところ、御参集いただきましてありがとうございます。この後の議事の進行につきまして、私のほうから議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本審議会は、原則公開ということで運営いたします。本日の報告事項につきましては、向日市情報公開条例第6条の各号のいずれかに該当して非公開とすべき情報は含まれておりません。したがいまして、本日の議題につきまして、この会議を公開とす

ることにいたします。

また、本審議会の会議録は、後ほど市ホームページにおきまして公開となりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは事務局、本日の傍聴者はおられますでしょうか。

○事務局 本日の傍聴希望者でございますけれども、1名おられます。

○会長 それでは、本日の審議会の傍聴を許可いたします。

最初に事務局より、本日の議事、資料の確認をお願いいたします。

○事務局 本日の議事は、付議事項が1件、報告事項が1件でございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。事前に配付させていただきました資料を御用意願います。

お手元の次第の裏側が、配付資料の一覧となっております。各資料の右上に資料番号が振ってありますので、お手元の配付資料番号を参考に御確認願います。

議案1-1から1-10が、生産緑地の変更に関する資料でございます。

そして、資料2-1から2-6が都市計画道路の変更に関する資料でございます。

また、本日配付しております資料として、資料1、向日市都市計画審議会委員名簿、資料2-7といたしまして、標準断面図、資料2-8といたしまして、新旧対照図A3判がございます。

以上が全ての資料となっておりますが、不足ございませんでしょうか。ございましたらその場で挙手をお願いいたします。

また、不明な点がございましたら、事務局までお尋ねください。よろしいでしょうか。

それでは、議長、お願ひいたします。

○会長 皆様、よろしいでしょうか。

それでは、早速でございますけれども、議事の第一番目でございます、議案「京都都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、事務局のほうから御説明をお願いいた

します。

○事務局 それでは、議案第1号 京都都市計画生産緑地地区の変更につきまして説明をさせていただきます。私は本議案の説明を担当いたします、公園住宅課の大原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

座って説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

説明につきましては、事前に送付しております議案書第1号に従いまして説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

さて、本市では、生産緑地法第3条第1項の規定に基づき、都市計画法第8条第1項に定める地域地区として、生産緑地地区を定めているところでございます。今回、この生産緑地地区を変更しようとする地区は、生産緑地法に基づく買い取り申し出後の行為の制限が解除されている地区を、都市計画法第21条第1項の規定に基づき変更を行うものでございます。

それでは、議案1-1の変更計画書をごらんください。

変更を行います地区は、4地区ございます。そのうち生産緑地地区を廃止する地区が2地区、地区内的一部を廃止する地区が2地区でございます。

それぞれの位置につきましては、議案の1-4に1万分の1の総括図を添付しておりますので、ごらんいただきますようお願ひいたします。

まず、地区の廃止となります、上植野の18につきましては、総括図中央部の下に、また同じく地区の廃止となります、鶴冠井の13につきましては、総括図右中央部付近にそれぞれ、黄色で表示させていただいている箇所でございます。

次に、地区の一部廃止となります、鶴冠井の3及び鶴冠井の5につきましては、総括図中央付近にそれぞれ該当箇所を黄色で表示させていただいております。

また、総括図に緑色で表示させていただいている箇所は、変更後の生産緑地地区でございます。

次に、市域全体の変更前後の内容を、議案1-3の新旧対照表で示しております

で、ごらんいただきますようお願ひいたします。

市域全体につきましては、地区数が 82 地区から 80 地区に、面積は約 14.7 ヘクタールから約 14.3 ヘクタールに変更となります。

それでは、地区ごとに変更内容を説明させていただきます。議案 1-5 以降に、各地区の位置を示す計画図と合わせまして、資料 1-1 の生産緑地地区廃止調書を適宜御参照いただきますようお願ひいたします。

まず初めに、鶏冠井の 13 から説明をいたします。鶏冠井の 13 につきましては、約 0.199 ヘクタールの廃止となります。位置につきましては、議案 1-6 の計画図をごらんください。この図の黄色で表示している箇所が廃止の箇所でございます。

鶏冠井の 13 につきましては、主たる従事者の死亡を理由に、平成 29 年 5 月 22 日に生産緑地法第 10 条に基づく買い取りの申し出がありました。この申し出に基づき、京都府乙訓土木事務所及び府内の関係課に買い取り希望の有無を照会し、また向日市農業委員会に買い取りのあっせんを依頼しましたが、双方とも買い取らないとの回答がありました。

その後、買い取りの申し出から 3 カ月が経過した、平成 29 年 8 月 22 日、生産緑地法第 14 条に基づく行為の制限が解除となった地区について、都市計画法に基づく生産緑地地区を廃止するものでございます。

次に、上植野の 18 について説明いたします。上植野の 18 につきましては、約 0.132 ヘクタールの廃止となります。位置図につきましては、議案 1-7 の計画図で、黄色で表示している箇所でございます。

この上植野の 18 につきましては、主たる従事者の故障により、平成 29 年 3 月 15 日に生産緑地法第 10 条に基づき、買い取りの申し出がありました。この申し出に基づき、京都府乙訓土木事務所及び府内の関係課に買い取り希望の有無を照会し、また向日市農業委員会に買い取りのあっせんを依頼しましたが、双方とも買い取らないとの回答でございました。

その後、買い取りの申し出から3カ月が経過した、平成29年6月15日に、生産緑地法第14条に基づく行為の制限が解除となった地区について、都市計画法に基づく生産緑地を廃止するものでございます。

次に、鶏冠井の3について説明いたします。鶏冠井の3につきましては、約0.021ヘクタールの廃止となります。位置図につきましては、議案1-5の計画図で、黄色で表示させていただいている箇所であります。鶏冠井の3につきましては、主たる従事者の死亡により、生産緑地法第10条に基づき、平成29年6月6日に買い取りの申し出があり、京都府乙訓土木事務所及び府内の関係課に買い取り希望の有無を照会し、また向日市農業委員会に買い取りのあっせんを依頼しましたが、双方とも買い取らないとの回答でございました。

その後、買い取りの申し出から3カ月が経過した、平成29年9月6日に、生産緑地法第14条に基づく行為の制限が解除となった地区について、都市計画法に基づく生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。

次に、鶏冠井の5について説明をいたします。鶏冠井の5につきましては、約0.046ヘクタールの廃止となります。位置図につきましては、議案1-5の計画図で、黄色で表示させていただいている箇所でございます。

この鶏冠井の5につきましても、主たる従事者の死亡により、生産緑地法第10条に基づき、平成29年6月6日に買い取りの申し出があり、京都府乙訓土木事務所及び府内の関係課に買い取り希望の有無を照会し、また向日市農業委員会に買い取りのあっせんを依頼しましたが、双方とも買い取らないとの回答でございました。

その後、買い取りの申し出から3カ月が経過した、平成29年9月6日に、生産緑地法第14条に基づく行為の制限が解除となった地区について、都市計画法に基づく生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。

地区ごとの説明は以上でございます。

今回変更する地区につきましては、全ての地区が生産緑地法第10条に基づく買い

取り申し出後に、生産緑地法第14条に基づく行為の制限が解除となった地区でございます。

以上が、議案第1号 京都都市計画生産緑地地区の変更内容でございます。

なお、本変更案につきましては、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、向日市公園住宅課にて、公衆の縦覧を平成29年10月11日から10月24日までの2週間実施いたしましたところ、縦覧された方は1名、意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、ちょっと1点だけ私のほうから、鶏冠井の3と5というのは近い位置にあって時期も同じなんですが、これは同じ方ではない、それとも同じ方ということでしょうか。主たる従事者というのは。

○事務局 はい、この鶏冠井の3、鶏冠井の5、鶏冠井の13、合わせてこの3件が同一の方の死亡によるものです。

○会長 はい、ありがとうございました。

それではいかがでございますか。

はい、山田委員、お願ひします。

○委員 引き続き都市計画審議会の委員をさせていただきます山田です。

ちょっと基本的なことをお聞きしたいんですけども、死亡とか故障ということで生産緑地を変えなくてはならないという状況はわかるんですけども、今までの都計審でも、緑をなくさないようにかなり努力しなければならないということが議論もされていましたと思うんですけども、この82地区から80地区に減って、それから面積も17.70から17.30、0.4ヘクタール減ったということで、どんどん減る

のを見るばかりなんですけれども、少し乙訓土木事務所と農業委員会の関係でお聞きしたいんですが、買い取りあっせんが、手順としてあると思うんですけども、これまで乙訓土木事務所とか、それから農業委員会でそういう亡くなられた方によって土地を手放すということで、買い取りがどれぐらいあったのかなと。

それで、買い取られたその理由なんかが、もしわかれれば教えていただきたいというふうに思います。

○会長　　これはこれまでの過去の数年分ということでおろしいでしょうか。

○委員　　はい、数年でも。

○会長　　いかがでしょうか。もし事務局のほうでデータ等があれば。

○委員　　すみません、乙訓土木ですけれども、ちょっと今のところはデータとかは持ち合わせていません。ただ一般的に言えることは、のべつ幕なしという感じでは買えなくて、やはり都市施設とかそういった状況の計画があるというところでないと、なかなか現実的には予算的な財政制約もあって、買えないというのが実情です。

○会長　　ありがとうございました。例年の都計審でも余り買い取られたという報告は、ちょっと我々、記憶には余りないんですけども、いかがでしょうか、事務局のほうは。

○事務局　農業委員会並び京都府、先ほど報告がありましたけれども、ここ最近買い取られたというふうなことは、事例としてはありません。

○会長　　ありがとうございます。

　　はい、山田委員、お願ひします。

○委員　　ずっと以前にはあったかなと思うんですけども、この数年間は私も都計審の委員をしてから幾らかたつんですけども、ほとんどないという。

　　でも、一応流れとしてはこういう手続を踏まなければならないという。今後こういうふうな買い取りをしていく方向にしようと思えば予算とかそれからその土地が何かの計画に使えるとか、いろんなことがあると思うんですけども、どういうことが課

題なのかというのが、もしわかりましたら教えていただきたいと思います。

○会長 課題についてということですが、いろいろ予算の問題等あるかと思いますが、いかがでしょうか。事務局のほう、もし何か補足いただけることがございましたら、御説明お願いしたいと思います。

○事務局 しっかりとした計画を立てておきましたら、もちろんその状況の中でその土地につきまして、買い取りを行っていく必要があります。

現在のところ、そのような計画を、今、緑の基本計画も改定しておりますので、こういうことも含めて、検討しているところです。

○会長 山田委員の今の御指摘のとおり、どこの都市も非常に生産緑地というのは減っていっている現状があるわけですね。

その中で、過去にもいろんな議論があって、告知の仕方をもう少し外に広げたらどうかとか、レンタル的な農業の問題をやっていただくような、少しPRの仕方とか、そういうものもやってみてはどうかとか、いろんな御意見があって、それもまあ難しいと、進みにくい、これ非常に難題でございまして、このあたりまた少し、例年のことなんですかけれども、緑地というのは緑地で確保していかないといけませんし、そういう問題についてまた今後の議論を、ぜひ都計審のほうでしたいと思います。

○事務局 今、会長もおっしゃったんですけれども、この都計審で、昔から、保全すべきということでどうするんだということで、いろいろ厳しい御意見をいただいているんですけれども、今の議案にもありましたように、皆さん亡くなられて相続税を支払うために処分されます。

そういう状況の中でいろいろ、他の人に貸すとか、そういうことは非常に困難かなと。事情を調べてみると、そんな中で、例えばここの緑地がいいからお願いしますといって言いにいく方法もなかなかないんです。もし亡くなられたらお願いしますなんて、生きている人に言えないので、非常に、生産緑地の制度自体が、亡くなられて相続税を支払われるために処分されるという状況の中で、非常に困難だと思うんです

けれども、生産緑地は30年すれば解除できるという項目もあるんです。

そういう中でいくと、30年前に生前で持っておられる方、ずっと指定してから30年間生きて耕作されている方もおりますので、その34年問題については、対応していく方法を今から準備しておく必要があると、これはこのように今、考えております。

○会長 ありがとうございます。34年ですね。

はい、お願ひいたします。

○委員 ありがとうございます。やはり50年とか、長ければ長いほど、先の見通しへ、農家の方も含めなかなか自分たちの将来、考えられないこともいろいろ起こってきますので、こういうふうなこともだんだん、農業が続けられるような形で相談に乗っていただきたいなというふうに思いますとの、それから上植野の故障とおしゃっていたのは、御病気か何かなのかなと思うんですけれども、この点についてお問い合わせしたいのと、緑の基本計画も含め検討していくという、そういう御答弁もあったんですが、この緑の基本計画のやはり大事さというのと、やはりこの生産緑地を残していくという問題とか、やはりどちらも関係していると思いますので、この点についてもぜひ、緑の基本計画をもっと全面に出していくような、そういった方向もぜひとも都計審でも考えていきたいし、また、いろんな方向を、検討されている内容なども教えていただきたいというふうに、今後ですけれども、要望はしておきます。

○会長 それは要望としてお聞きしたということでおよろしいですか。

○委員 故障の方のことを。

○会長 故障の方、御事情をお願いいたします。

○事務局 神経系統に関する故障との状況でございます。

○会長 農業従事はできなくなられたということですね。ありがとうございます。  
よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

はい、お願ひします。

○委員 基本的なことにもつながるかと思うんですけれども、農業の位置づけを向日市はこれからどうするかということで、いろいろ議会でも話は出たりしておるわけですけれども、考えてみると、この20数年来、法ができて向日市でこの取り組みをされて、本当に農家の皆様にはそれぞれ、人にも言えないようないろいろなことも含めてやってきたと思うんですけれども、この30年という期限をこれから迎えていくわけですけれども、30年のこの年数が切れた場合は、法的にはどういうふうな流れになっていくんでしょうかね、というのが僕のお聞きしたいことなんですけれども。

それで言えば、まだ法の整備が十分されていないような部分も見えているのかなというふうに思うんですけども、その辺はどのようになるのかなと。もっと突っ込んで言いますと、環境をやはり重視する、緑の基本計画も含んで向日市が持っているものはあるんですけども、環境は今後かなり大きなウエイトを占めているのではないかと思うわけですけれども、その辺含めてどのようなお考えというか、法的にはどうなるのかなということで、ちょっと事務局のほうにも含めて、お尋ねしておきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○会長 これ、国政の農業基本計画法でしたか、その問題。

○委員 生産緑地法の関係で、30年超えたたらどうするかと。

○会長 生産緑地法ですね、その問題についてだと思います。お願いいいたします。

○事務局 生産緑地法の一部改正が今年の6月15日にございまして、その中で今、御質問にありました30年を経過する生産緑地に関しましては、所有者の申し出があれば特定生産緑地として10年間の指定延長が可能になるという法律の内容となっておりますので、先ほど理事のほうから30年たつたら解除できるというようなお話をございましたけれども、所有者のほうが希望されればそういう形で10年間の継続は可能になります。

○会長 これはもう、国政の事実として、法律の事実としてということですね。

○事務局　　はい、そうです。

○委員　　ありがとうございます。実際問題、向日市はまだまだこの間においては北部の開発もありまして、人口が増えてきているという状況にあるのかなと思っておりますけれども、実際問題、現在 82 地区ほどあるこの生産緑地が、今後 10 年間さらに延長してという、そこら辺のやはりメリットがなければ、じゃあその後はどうなるかといったらもう見えてこないというふうになっていいものかなと。

それで先ほど申し上げました環境をどのように、農業環境というんですか、土地がなければ農業はできないと思うんですけれども、その辺を含んで我々も考えないといけないのではないかと思っておりますが、その辺で何か見解がもしあれば、今後の見通しですね、10 年たつたらもう全部なくなるのか、いや 10 年たっても残すものは残すという、農家、地権者の皆さんとの気持ちが、アンケートみたいにしっかりしたもののがやはり必要ではないかなと。

この法の持つ趣旨から、そういうやはり補助的なものが要るのではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。お尋ねします。

○会長　　はい、いかがでしょうか。土地及び人ですね、継続する人の問題というのも、大きな問題だと思います。いかがでしょうか。

○事務局　　今の特定生産緑地につきまして、10 年延長が可能になるということなんですすけれども、そのことにとって有利になる項目につきましては、現在と基本的に同じであると考えております。もちろん、税制面のことございますので現在と同じような扱いになるものと思っております。そしてまたこの 10 年たつた後については、さらにまた 10 年延長することが可能になるというような法の内容でございます。

そして、農業環境を考えることにつきましては、これはもう生産緑地に限らず本当に大事なことであるかと思っております。これにつきましては、国の施策、動向を見ながら検討していく必要があるものと考えております。

○会長　　ありがとうございました。

○委員 要望ですけれども、土地を持たれる方は人でありまして、命と言ったら失礼ですけれども、歳がいけばやはりこういう事例が出てくるわけですね。御逝去されるという場合もあるわけで、それが次につながるような、そういう税制面での控除とか、優遇なものが一つなければ、何かちょっとなかなか前につながっていかないなど、未来につながっていかないような気がするのではないかなどと、そういう私の感想ですけれども、その議論は国政の場に任せないといけない部分があるのでこの程度にしておきますけれども、そのところもやはり見ていかないといけないのではないかという意見でございます。

要望になりましたけれども、今後とも一つよろしくお願ひします。

○会長 ありがとうございます。向日市の中で農業がどういうふうに、若い人たちが出てきてつないでいくのかと、土地の確保の問題もそうですけれども、やはりそこが一番、要するに続けていく人がなかなかいないという。これは大きな問題で、もう本当に全国の都市が抱えている問題でございます。

それで先ほど御指摘のように、緑の基本計画の中の位置づけというのがありましたが、緑の基本計画でいきますと、例えば緑被率何パーセントを目標にするとかいうことががあるので、その中で農業の生産をどうするかという問題については、基本計画とはちょっと別のところで議論されていると思います。基本計画というのは、あくまでも緑の面的な配置をどうするか、緑被率をどうするかと、そういうところが大きいと思いますので、そこは農業委員会も含めて、今後どういうふうな形で農業を続けていくのか、それから全国的な視点でいくと、人口が減少しているということは、これは大きな課題であって、生産緑地がその34年問題になったときに、緑の環境面のみならず、都市の中でどういうふうな位置づけをして、例えば活性化だと生産緑地はどういうふうな使い方をすればいいかという議論の視点もあるわけで、それは非常に大きな視野とそのバランスを考えながら議論していかないといけないということだと思いますので、ぜひそういうような視点も含めて、都市計画以外のところも入ってくるか

もしれませんし、総合的な視野からどうするのかということをぜひ、この審議会を越えて結構だと思いますので、ぜひまた議論をしていただければと思います。ありがとうございました。

それではいかがでしょうか、御意見等ございませんでしょうか。

○委員 一昨日もたけのこ畑にお手伝いで土入れをさせてもらって、すごく感じたことは、やはり命には限りがありますから、何歳まで生きるという補償はないんですけども、やはりこれから続けていくには、今、家族だけでやっておられるんです、家族だけでやはり、2反も3反も持ってはるところもあるので、そこはやはり人の力でないと、これ機械の力ではできないですね、土入れとかわらを敷くとか。

そういうものを絶やさないようにするためにはどうしたらいいかとか、つい最近、僕の近所の人が、亀岡に行って古民家を借りて農業をしてると言ったんですね。向日市では、今の問題でもそうですけれども、買い取ってくれる人がいないというのがあるのにもかかわらず、亀岡まで行って農業がしたい。そもそも何で亀岡がいいんだと言ったら、やはりバックアップ制度があると言っているんですね。

それで向日市にも、あるのかもしれないけれども、そこまでしっかりとしたバックアップ体制、心が折れないようにするために、しっかりと生活していくだけのものがあればいいんだということで、その辺のやはり、向日市でも農業ができますよというのをやはりPRしてほしいなと思うんですけども、その辺ちょっとこれからどうしていくか、教えてください。

○事務局 申しわけございませんけれども、向日市内の農家の方で人に貸して、それで農地を守っていくという方は、農家の人が茄子の連作のために一つ借りるとか、そういうものはありますけれども、全部貸されるというのは、そういう御希望がないので、支援体制と言う前にそういうものがないというのが、今の状況だと思います。

そうやって農地を守っていくという方は、ほとんど聞いたことが、私ございませんので、JAの会長さんとか、元農業委員会の会長もおられますので、一回ちょっと御

意見聞いていただけたらと思います。

○会長　　いかがでしょうか、その辺の事情。もし御存じでしたら。

はい、お願ひいたします。

○委員　　今のところ、そういった農地はございません、向日市では。全部、耕作されておりますので。亀岡あたりに行くとやはり、ちょっとそういうところが出るかもわかりませんが。向日市ではほとんどございません、ほとんどというか全然ございません。会長、どうですか。

○委員　　農地に関してですけれども、そういうような農地があるというのは、各家々の事情と国の事情、国、農政が猫の目のようにころころ変わるというか、そういう形で変わってきますので、それに対して各農家の子育て、30の子がおったら親は50、60ですし、その50、60の親が30の子の生計をどうやって立てていくか、あるいはそれをもう5歳ぐらいのときからしつけなければならない、学校で勉強しなくてもこっちという形で、農業の系統のほうで頑張ってもらうとか、そういう家系の構造も考えないといけない、それに対して、じゃあ農業がころころ政策を変えられると、どうしようもないというのが現状なんですよ。

相続税の問題に関しても、それだけ優遇してもらえるか、優遇していないか、その優遇という考え方がどっちともとれると思うんです。例えば価格が上がって、それでおほかの業種に切りかえる、安いなりでそのまま据え置いてくれる。その政策というのは、やはり市なり国なりがしっかりした政策を立ててくれないと、それに合わせたものはできないと思います。

それで自分の子供にしても、農業をしていけとはっきり自信を持って言える親が何人いるか。それでその子にとってプラスなのかどうなのかで考えないとやっていけない、どういうふうに助言していいかわからないような状況が現状なんです。

それと、あと、持っている農地ですけれども、政策によって変わるとすると、貸してもいい農地があるとしても、それが、初めは人に貸してもいいですよと言いながら、

貸してしまうとお返しくださいみたいな形になってしまふのが現状になってくると、それもできない、返ってこない。

例えば、今、放置竹林、問題になっていますけれども、放置竹林で汚い竹やぶを、荒れている竹やぶを人に貸してきれいにしてもらう。それで何年後に返してもらえるかという約束がないと計画もできない。一生懸命きれいにした人は、10年後、10年たってやっと初めて竹やぶ、たけのこが生産できるようになってきれいになります。それでそこで返してくれと言われて返す人はいません。

50になったときに、おやじが70ぐらいで農業できないから人に貸してしまった、10年たって自分が60になったときに、じゃあ返してくれと言ったときに返してもられない、農業しようと思うのに返してもらえない。じゃあ、竹やぶはやはり貸さなかつたらよかったですというのは、10年たってからしかわからないんですよ。それでじゃあ10年間気がなくても放っておいてくれたら、自分が60になったときにできたのではないかというような現状も出てくるわけなんですよ。

そうするとやはりその間、今、こういう形で放置竹林と言われていますけれども、もっと大きな目で見ると、何で放置竹林になったかというと、ここら辺一体は全部明治の中ごろまでは、サンフランシスコやらロサンゼルスのほうにまで竹を輸出するぐらい、それだけの竹産業というのがあったんです。それがたけのこがいいからというので、生竹の食べるほうのたけのこに変わって、それと同時に120年、60年周期で竹が枯れますので、真竹や破竹が孟宗に変わったんですよ。

それで食べるほうのものに変わって、家を建てるときに使うとか、いろんな竹細工に使われてる竹もなくなってきて、そうしたらその当時の人は何をしていたかというと、1町あったとしても真竹、孟宗で年間生産ができる、切れる、それであとたけのこは1反や2反でやっていける、それが1町持っていても、8反も土入れは絶対できない、3反4反を限界とするとあとの7反余ってくる、それが放置として残っている現状なんですよ。

そうしたらその人に、7反を処分せいということは言えないと思うんですよ。そういうふうなこと也有って、全部変わってきている中で、それを1反減らしてしまえばもっと増えない、人に貸してしまえば戻ってこない。農家としてそのシーズンだけで終わるか、年中全部竹なりたけのこで、竹屋として籾を管理するというのはできないとなってくると、やはりどういうふうにして管理していくかわからない、自然にも勝たなければならぬというと、本当に厳しい状態だと思います。

それでその次、田んぼですけれども、田んぼのほうは機械化でやっていけます。ところが僕らにしてみたら、田んぼのほうはトラクター1台あつたら簡単に維持管理、何も植えなくてすいておけばいいのだったら管理できます。それで米は赤字だからという形でしておけばやつていけるんです。

ところが、こういうような、向日市のような状況になってくると、田んぼとして維持管理するのにも、周りの住人というかいろんなトラブルが起こつてくるんです。水の問題にしても、農薬の問題にしても、いろんな形の問題が起こつてくる。ではそしたら、京都の北のほうのそういうところであつたらやつていけるかとなつてみると、そのところは過疎化になってきて、それで今、言われているように、大企業が1町単位でかわりに入つて100町、200町という形で、ローソンにしてみたらおむすびを1個100円で提供するために40%の労力をカットして60%の、仮に値段が100円のおむすびをつくるんだったら60円で生産できる、それで100町分も広島辺で開発してつくつてあるのが現状です。イオンにても千葉で100町分、200町分のところをつくつて、コシヒカリの握り飯をつくつています。

ということで、1町とか1反とか2反とかしている農家で、握り飯のもとを提供できるかといったらそれはできないんです。それで国もそういうような大企業向けに、生産コストを下げて農業は守るが農家は守らないという政策に動いている中で、今、皆さんがおっしゃつてある個人をどうするかということになつてくると、大変なことになつてくると思います。個人では動けない。国も農業を守るような方向で動いてい

るけれども、個人の農家は守ってくれないというのが現状だと思います。

それで農地も、この向日市の中でどうやって守っていくかとなったときに、税金がかかってくるようになると生産する者がいなくなってきたら、そういう形にしない。例えば今、5万から10万円の間の農地であっても、税務署がこの田んぼは生産できるところにある、市街化にあろうが調整のところにあろうが、価格を60万に決めて、田んぼは地上げしたら60万で売れるとして、30万の地上げと整地費を見て、税務署の課税価格を60万にかけられたら、今、売却できるのは5万から10万しか売れないのを、税務署が50万なり60万で評価してきました、これはどうして維持できると思いますか。1坪につき30万も赤字なんですよ。

そういう形の相続税がかかってくる中であって、農家に対して売るな、売れとか、市役所のこの生産緑地のこういう政策にのっとってくれと言っても無理だと思いますし、それは個別の問題も発生して非常に、個人の家の問題もあるし、市の問題もあるし、国の問題もある。そういうような中で、一概には言えないと思います。ただ単に一面だけを捉えて、生産緑地をこうしてくれ、ああしてくれというのは言いやすい話ですけれども、持っている人にしてみたら、家族構成からも考えて大変なことになるということを御理解いただけたらと思います。

○会長 ありがとうございました。大変貴重な御意見であると思います。従事されている方々のリスクマネジメント、それからレンタルの問題に対しても、非常に根深い大きな問題点があると。

ただ一方で、それがうまくいっているところが全くないわけではないので、それとこれとを比較しながらも、問題点をどういうふうにケアしていくのかと。これは議論をすべき問題だと思いますので、ぜひともまた事務局のほうお願いします。

小野委員。

○委員 意見だけ少し述べさせていただきます。向日市の今後の土地利用という点では、特に農地に關係するところで、この今の生産緑地の問題と、あともう一方で

市街化調整区域の農地の利用といったところ、いずれも今後考えていく中で非常に関係しているところでありますので、事務局を中心にまた考えていただくことになるとか思うんですが、我々議会としてもまたしっかりと取り組んでいこうと思っております。

そして生産緑地のほうでは、先ほどもありましたが、平成34年の、今のこの30年間の期限解除の後、この6月に法律が通ったばかりで、今後いろんな形での運用上の規則などが出てくると思います。こうした制度の説明を、まず地権者の方にしっかりと説明していただいて、どういった形での利用が可能なのかという視点での、間違いない判断をしていただけるように、こういった制度の説明をしっかりとお願いしておきたいと思います。

○会長 ありがとうございました。また議会のほうでも御議論いただけるということで、心強いと思いますので、ぜひとも運用の説明とともに、事務局お願いいたします。

ほか、いかがでございますか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、審議をお諮りいたしたいと思います。

それでは議案につきまして、事務局からの案のとおり、可決することに御異議ございませんでしょうか。

議事の内容に賛成の方、挙手をお願いいたします。

○委員 一つだけいいですか、意見だけ。

○会長 はい。

○委員 やはり農地が減るということについては、非常に問題だと思いますし、面積も本当に、どれだけ残すかという、そういう目標を持ちながらやっていく必要があるのと、やはりそれは今、中山さんもおっしゃっていましたけれども、市としてできることもたくさんあると思うので、そういうふうなことをやはり、もっともっと提案しながらやっていただくこと。また、ただ今回については死亡とか故障とかというこ

とで、買い取りがないということで、やむを得ないというふうに思います。

賛成しますがそういう意見だけしっかりと、賛否の前に少しさせていただきました。

○会長 はい、ありがとうございました。

それでは御意見、お伺いいたしましたので、再度案のとおり、可決することに御異議ございませんかどうか、挙手でお願いをしたいと思います。

議事の内容に賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長 はい、全員ということでございますね。賛成多数、全員でございましたので、ただいまの議案につきましては、可決をいたしました。ありがとうございました。

それでは、本日の報告事項であります「京都都市計画道路 牛ヶ瀬勝龍寺線の変更（原案）」ということでございますが、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、京都都市計画道路 牛ヶ瀬勝龍寺線の変更（原案）につきまして、御説明させていただきます。座らせて説明させていただきます。

前のスライドを用いまして御説明をさせていただきますので、皆様、前のスライドをごらんいただきますように、よろしくお願いいいたします。

今回の都市計画変更の対象路線となりますのは、スライドで黒のラインで表示しております、都市計画道路 牛ヶ瀬勝龍寺線でございます。この路線につきましては、京都市西京区を走ります桂川街道の牛ヶ瀬の交差点を起点に南下しまして、向日市内に入りましては、JR向日町駅東側の市街化調整区域を南北に縦断しまして、府道伏見向日線、外環状線と交差し、長岡京市に至ります計画延長約6,860メートルの幹線道路でございます。

この路線ですが、本市まちづくりにおきます位置づけとしましては、平成31年度までを期間とします、市の最上位計画であります、ふるさと向日市創生計画におきまして、赤枠のところでございますが、JR向日町駅東口及び関連する都市計画道路の

整備として、牛ヶ瀬勝龍寺線が位置づけられているところでございます。

また、昨年度実施しました先導的官民連携事業調査から、森本東部地域のまちづくりにおきまして、牛ヶ瀬勝龍寺線は青枠点線で囲まれておりますエリア、事業所や研究施設、工場等の誘致を図る、新産業拠点エリアの南北軸に位置づけられておりますとともに、ピンクの矢印線で示しておりますように、府道伏見向日線から牛ヶ瀬勝龍寺線、寺戸森本幹線2号、市道3031号線を通り、JR向日町駅へと至るアクセス道路ともなる路線でございます。

これら、本市におきますまちづくりの状況を踏まえ、本路線の整備推進を図るため、今回、実現可能な計画へと変更するものでございます。

それでは今回、変更を行う区間でございますが、スライドのほうで、黄色線で表示をする区間が、今回の変更区間でございます。北側は、市道寺戸森本幹線2号との交差部から、南は府道伏見向日線と重複しております都市計画道路、伏見向日町線との交差部までの約550メートルにつきまして、都市計画の変更を考えております。この区間につきましては、先ほども説明しましたが、JR向日町駅へのアクセス道路に位置づけられる区間でございます。

それでは変更内容につきまして、御説明させていただきます。スライドに新旧対照図を表示しております。初めに、今回の変更区間について再度詳しく説明させていただきます。今回の変更区間ですが、黒の矢印線で表示しておりますのが、市道寺戸森本幹線2号で、深田川踏切から東側へ延び、牛ヶ瀬勝龍寺線と交差して、南の府道伏見向日線に向かう幹線道路ですが、この寺戸森本幹線2号との交差部、スライドで青色線で区切った地点から南側の都市計画道路、伏見向日町線と交差して、少し南側にいきましたところ、青色線で区切った地点、都市計画道路との交差点の影響範囲を含めたところまでが今回の変更区間となります。

参考としまして、変更区間の北側の起点部分から、南に向かって撮影した状況写真を表示させていただきます。スライドの赤色点線の円が表示してあるところから撮影

した写真でございます。手前に寺戸川が流れ、寺戸森本幹線2号が右から交差し、南に延びている状況がござんいただけます。

次に、変更区間の南側の起点部分から北に向かって撮影した現況写真でございます。写真は、レイモンド保育園の少し北側、東平公園付近の市道森本上植野幹線でございます。

それでは今回の変更内容について、御説明させていただきます。今回の変更は、大きく二つの変更を予定しております、一つ目としましては、早期整備を推進するため、可能な限り支障物件を回避するルートに変更を行います。

スライドにルート変更のコントロールポイントとなる地点の現況写真を、北側から順に掲載していきます。まず一つ目ですが、赤色点線の円が表示してあるところでございまして、西からくる深田川が南へ向かう地点から南側に向かって撮影した写真でございます。深田川の水路が南へ延びておりますが、現在の道路計画ではこの水路が計画区域に入っている状況となっております。

次に、市道第3042号線との交差点付近から南側に向かって撮影した写真でございます。写真の右側に、森本町春日井の住宅地が映っておりますが、現在の道路計画ではこの住宅地も一部、計画区域に入っている状況となっております。

次に、市道第3044号線との交差点から南側に向かって撮影した写真でございます。南に向かって深田川の水路が府道伏見向日線まで延びております。現在の道路計画では、この水路も一部計画区域に入っている状況となっております。

最後の写真になりますが、府道伏見向日線との交差点を南側に向かって撮影した写真でございます。現在の道路計画では、右側の住宅地も一部計画区域に入っている状況となっております。このため、現在の計画から先ほどの水路や住宅地を可能な限り回避するため、東側の農地のほうへ若干ずらす変更を今回、予定しております。

スライドの新旧対照図または本日お配りしましたA3版の新旧対照図で見ますと、黄色の部分を計画区域から廃止し、赤色の部分を計画区域に追加する変更となります。

今回の変更によりまして、廃止区域となります黄色の部分が廃止されると、約9軒の建築物が計画線から外れます。一方、今回の変更により、追加区域となります赤色の部分が追加されると、農小屋などが2軒、新たに計画線にかかることとなります。

次に、変更内容の二つ目でございます。変更内容の二つ目としましては、牛ヶ瀬勝龍寺線沿道の今後のまちづくりを踏まえまして、幅員構成及び幅員の変更を考えております。スライドの右側に、変更前の現在の計画幅員16メートルの構成を掲載しております。真ん中に3メートルの車道が2車線ありまして、その両側に1.5メートルの停車帯、さらにその両側に3.5メートルの自転車・歩行者道を配置する構成となっております。

この幅員構成につきまして、2点の変更を考えております。まず1点目ですが、停車帯の廃止を考えております。停車帯は、沿道に商店などが並び、荷さばきのための停車需要が見込まれる場合に設置するものとされておりますが、先ほども説明させていただきましたように、今回の森本東部のまちづくりでは、事業所や研究施設、工場等の土地利用を想定しており、荷さばきのための停車需要は見込まれないことが挙げられます。また、停車帯があることによって、不要な駐停車車両の発生も懸念されることから、沿道の駐停車車両を抑制するため、停車帯の廃止を考えております。

次に2点目ですが、現在の計画では、歩道は自転車・歩行者道として、自転車と歩行者が同じ空間を通る形となっております。今回の変更区間は、JR向日町駅へのアクセス道路に位置づけられ、またこの路線の南側には市民体育館や向陽高校などの公共施設もあることから、自転車の通行量が多くなるものと予想されます。このため、歩行者と自転車双方の安全性を高めるため、自転車通行帯を設け、歩行者空間と自転車空間を分離したいと考えております。変更後の幅員構成につきましては、スライドに掲載しておりますとおり、3メートルの車道が2車線ありまして、その両側に1.5メートルの自転車通行帯、さらにその両側に2.5メートルの歩道を配置し、合わせて14メートルの幅員に変更したいと考えております。

幅員構成及び幅員につきましては、向日市道の構造の技術的基準を定める条例、向日市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する条例、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインなどに基づいたものとなっております。なお、歩道の幅員2.5メートルにつきましては、車椅子の離合が可能な幅員であり、市内ではＪＲ向日町駅から阪急東向日駅間の府道向日町停車場線の歩道が、同じく2.5メートルとなっております。

次に、今回の都市計画の変更理由についてでございますが、これまで御説明させていただいた内容をまとめさせていただいたものとなっております。スライドに変更理由の内容を掲載しておりますので、読み上げさせていただきます。都市計画道路牛ヶ瀬勝龍寺線は、京都市西京区を起点とし、向日市を経由して長岡京市に至る延長約6,860メートルの南北の幹線道路である。今回、向日市におけるＪＲ向日町駅東口の開設及び本路線の一部区間沿道における新たなまちづくりの実現には、本路線の整備が必要不可欠なため、支障物件となる建築物等を回避する一部ルートの変更及び幅員構成の変更等、実現可能な都市計画に変更を行うことで、早期整備を推進し、円滑な交通処理、駅へのアクセス強化、交通安全性の確保及び新たなまちづくりの促進を図るものでございます。

最後に、都市計画決定までの今後の手続につきまして、御説明させていただきます。一番上の緑色部分が、本日の都市計画審議会でございます。今後、向日市まちづくり条例に基づきまして、原案の公告・縦覧と説明会を順次実施させていただくとともに、今回の変更原案に対し意見を口述されたい方の申し出を受け付けし、申し出があった場合は公聴会を実施いたします。

これらを踏まえまして、都市計画案を作成し、来年2月ごろに都市計画審議会を開催し、案の報告を行った後、次は都市計画法によります都市計画案の公告・縦覧を予定しております。この都市計画案につきましても、御意見のある方は縦覧期間中に向日市へ意見書の提出を行うことができます。都市計画案の縦覧を経た後、来年3月ご

ろに都市計画審議会に付議し、御承認をいただいた場合に都市計画の決定告示を行っていく流れとなります。

以上をもちまして、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○会長 御説明ありがとうございました。来年の2月ですね、2月にまた正式な説明と、それから3月に決議をとるということでございますが、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

これ簡単に言いますと、停車帯を廃止するというのが一番大きな変更だということなんですが、確かに自転車道として切り分けて、自転車道があると車というのは一定の抑制があって止めにくいということがあるんですが、ただしその沿道の土地利用に応じて、例えばよく京都市内なんかでもそれをやっているところは多いんですけども、コンビニとか商店があると、どうしても車を止めたりすることも出てくると思うんですね。そういうものについては、取り締まりであるとか、いろんな対策、もしさういう問題が土地利用に応じてもし出てきたときには、丁寧に見ていくというようなことで理解しておけばよろしいのでしょうか。

後々、もし万が一そういうことが出てきたときということで。

○事務局 今、説明にありましたように、牛ヶ瀬勝龍寺線の一部に新たな産業を誘致するということで、商店舗等は、今のところ計画の予定はないということで、そういう可能性は低いというふうに思っていますけれども、駐車等が発生するようであれば、また状況を見て対応はしていきたいと思います。

○会長 わかりました。ありがとうございます。

いかがでしょうか、御意見、御質問は。

はい、山田委員、お願ひします。

○委員 この一つの理由には、工場や研究施設等の誘致を図る新産業の拠点エリアの形成ということが言われていて、地権者等によるまちづくり協議会というのが共同

で進められているというのも知っておりますし、また京都新聞にも、地権者、まちづくり協議会と日本電産と市長が覚書を交わされたということで、今日持ってきているんですけれども、9月13日にこれ締結されると。今から2カ月ほど前ですね。

それでこの締結を進めるに当たっての新産業拠点エリアということなんですけれども、工場や研究施設というものの誘致というのが、最初からこれが一つのもう決まり事のような形になっているのかなと思うんですけども、どういう研究施設で、何階建てとか、全国でも研究施設たくさんあるんですけども、その研究施設によっていろいろな問題が発生しているということちらっと聞いているんです。

ですからどんな研究施設なのか。その辺が一切今まで、私たち議会でも聞いておりませんので、どこまで聞いておられるのか、この点についてまず質問いたします。

○会長 事務局のほう、いかがでしょうか。そのあたりの御事情等もし、わかる範囲でお話しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 まちづくり推進課の太田でございます。先ほど御紹介のありましたまちづくり協議会、それから日本電産のほうで、まずはこの土地利用についての地権者の合意形成、意向把握というような形で協議を進められているところでございます。

その辺がまとまりましたら、今後まちづくり計画、いわゆる地区計画の案という部分の検討に入られるということでお伺いしております。

施設計画については地区計画の策定と整合を図りながら今後計画されるということで、現在私どもが伺っているのは、進出を表明されたときに、いわゆるグループ会社の工場とか、そういうふうなことで伺っておりますけれども、まだ施設計画の具体的なことについては、現段階でお伺いしていないというところでございますので、御了承いただきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

はい、山田委員。

○委員 では例えばこれがいろいろと決まっていくとして、道路もつくられていく

としたら、今回の変更のことにかかわってなんですけれども、そうしたら後は同じような 100 メートル近いビルが建てられたりいろんなこと、何階建てになるかわかりませんけれども、そういうものが建てられてきても、土地所有者のものになってしまったら、全くそれがそのままになってしまうということも、不可能ではないというふうにも思ったりするんですけども、やはり私、市が道路に市民の税金を注いでつくっていくということで、確かに安全面も気をつけられたそういう 16 メートル幅員の中身なんですけれども、では何をつくるかとか、そういうことを全く、研究施設とただそれだけで、はいわかりました、そのためのまちづくりの、そういう新産業拠点のエリアのために道路をこういうふうにしますというふうに、市民の方からしたらそういうふうに受けとめられる方もいらっしゃるかなと思うんですね。

やはりもう少し詳しい中身というものが、今日は報告なんですけれども、やはり必要なのではないかなど、余りにもちょっとそこら辺の詳細が全く明らかでないなというのと、農地の方の地権者もたくさんいらっしゃると聞いておりますし、その地権者の中でも話がまとまってきたかということも言われているんですけども、実際今、水路の変更という、そういう変更まで出てきているということで、寺戸川ですね、その水路の変更というのは、本当にただ変更しただけで、寺戸川の水路って市民体育館のほうまでずっときてますよね。ああいうふうな水路が、ただ道路の変更だけで支障がないのか、そういうふうなことについてもいかがなものかなと、ちょっと私もそれも心配しておりますけれども、いかがでしょうか。

○会長 今、この会で変更の審議の案件というのは、この道路についてということなんですが、今の山田委員の御意見ですと、この新産業拠点エリアの中身によっては、道路にいろいろ支障を来すことの懸念があるかもしれませんと。そういう御意見でございますね。

○委員 はい、それと水路問題。

○会長 それともう 1 点ちょっと、今の御意見に関連して補足していただいたほう

がいいと思いますが、ここは土地利用ゾーニングは変えるのか変えないのか。それに  
よって容積率が変わってきますので、その点もちょっと補足いただければと思います。  
お願ひいたします。

○事務局 まず、この道路ですけれども、JR向日町駅の東口を開設するのに、東  
口へ市内から行くのに必要な道路ということで位置づけた都市計画道路でございます。  
その中で、地元のほうのまちづくり協議会が平成24年に設立されまして、いろいろ  
まちづくりを検討されてきたと。アンケートをされたり、中でお話をされてきた中で、  
地元の課題解決というお話が出てきたということで、市がその東口を開設するのに牛  
ヶ瀬勝龍寺線を整備する、それに合わせてまちづくり協議会のほうが、新たなまちづ  
くりを検討されているという状況でございます。

それで川の件でございますけれども、これも今説明にもありましたように、川の中  
に道路がくるので、川から外すというようなことです。川が道路の中に入らないよう  
にした計画に変わっているというふうに御理解いただいて、川を変えるという計画では  
なくして、道路が今のままで川の真ん中に道路の線がくるんですけれども、それを  
川から外すというふうに御理解をしていただけたらいいかなと。後、先ほど寺戸川と  
おっしゃいましたが、深田川です。

○委員 深田川ですね。

○事務局 ということで、それをよけているというふうに御理解いただけたらと思  
います。

○会長 位置が変わるだけで、断水するとかそういうことではないということです  
ね。ありがとうございます。

いかがでしょうか、山田委員。それでよろしいでしょうか。

○委員 初めに向日市の都市計画道路ですね、牛ヶ瀬勝龍寺線、長岡までの、その  
ときには川というものは考えられなくてそして都市計画がつくられたのか、それであ  
えて今度、もう少し調べてみたら川があるんじゃないかとそういうふうになったのか、

何かじやあ都市計画ってそんな簡単に、川があるとわかっているのにそういう道路計画を立てているということ、最初の段階でもう、じやあおかしかったのかなと、あえて線も引き直さないといけないという、そういう問題についてはどうなんでしょうか。

○会長 はい、お願いいいたします。

○事務局 今の道路が昭和42年に都市計画決定されています。そして川がその前後に改修されていたと思うんですが、当時の都市計画道路の計画は、その3メートルか4メートルぐらいの川であれば、よけることなくまっすぐ、都市計画道路は計画されておりましたので、そういうことで御理解いただけたらと。

大きな川ですとともに考えますけれども、幅員が2メートルか3メートルぐらいの川ですと、それについては起点と終点を結んで真っすぐ道路を書くというのが、当時のやり方だったと思います。

○会長 過去の経緯、一般的に難しい話で、古くさかのばれば京都市の平安京の構成となると、道路と人工河川とを真っすぐするため、両方を同一にやったりするような事例もありますし、これは土地利用とそれから道路とそれから河川ということについては、位置変更というのを都市全体の機能性を高めるためにやるというのは、古く言えばそういう歴史もあるわけですね。そのあたりはいろいろ、支障があればこれ問題が起こってくると思うという御意見だと、思うんですが、他いかがでしょうか。

お伺いしておくことがあればお伺いしていただきたいと思うんですが。

はい、どうぞ。

○委員 この理由書の中に書き尽くされているというか、問題点も含めて、いいことも含めて、理由書になっておりました。それでやはり新産業エリアをつくるべしという形の中で、この道路のつくり方を今回変えてはどうかと、こういう議題というか議論になってきていると思うんです。

それで議会のほうでもまだいろいろ議論がされている最中で、新産業拠点エリアの形成というのはどういうものであるのかということとか、もっと言えば向日市の負担

がどうなるのかとかというところ込も含めて、これから議論が重なって、またそこに載って出てくるというふうに思うんですけども、本来都市計画道路は、向日市は昭和42年の都市計画道路のときに、外環道路の上植野の約1キロが、あれが約1億円の目的税でもって、そのときに都市計画税をつくりました。そしてつくられておるわけです。

今回、昭和42年ぶりに少しなぶるという話ですけれども、水路は別にこの間余り変わったわけでもないのに、ちょっと東のほうに振ってみたり、水路はなぶったら金がかかるのかなという思いで僕は今、聞いておったんですけども、大体都市計画道路というのは、大体普通は真っすぐいくものなんです。それをわざわざ、ちょっと身をすぼめてきゅっと左カーブさせるようなものかなと、そんな簡単なものじゃないはずだと僕は思っていたんですけども、家屋等が9軒これでかかる部分が少なくなると。そこにお住まいの方がおられるわけですから、無理に当てないほうがそれはいいわけに決まっているんだけれども、しかしそうではない人もおられると思うし、その辺物件が9軒の中身の話を、それはしたらいけないんですけども、果たしてこれが妥当かどうかというのは、ちょっと今すぐには思いつかないわけです。

それでこここの都市計画決定が、次の2月3月で決定されていくというに当たって、やはり十分な意見聴取を縦覧期間においてのそういった市民の意見は、当然反映されるようにならなければならぬわけですけれども、その辺も含んで例えば今まで、変な話をしますけれども、外環道路は京都府の公共事業再評価審査会で廃止決定がされて既にもう14年たちました。ところが今回は、軽微な路線の変更になるかもしれませんけれども、なかなかこの部分が、一般廃止と決まっておったものがなかなか都市計画審議会でまだ決定を見ないまま、外環道路はまだ生きていると。

それでもう一方、片や向日市の外環って南北なんですけれども、こっちも牛ヶ瀬勝龍寺線は南北なんですけれども、ここは今回変えると。一体その優先度の度合いというのはどこにあるのかなと思って見ておりましたところ、この理由書の中に書いてあ

りますとおりで、例えばこの間向日市内で都市計画決定を変えたところが、果たしてあるのかなと。要は変更したところがあるのかなという、ちょっと疑問符を持っていわるわけですけれども、事務局にお尋ねしたいわけですけれども、都市計画決定を変更したところがあるのか、参考までにちょっと聞かせてほしいと思います。

○会長 それでは事務局のほう、いかがでしょうか。

○事務局 今まで変更したところということなんですが、平成26年に前の名称は桂馬場線ですね、それを一部ルート変更ですね、洛西口の東側のほうからずっと南下してきました、当初ではもう森本までずっと南下していくということでしたけれども、寺戸幹線1号ですね、そのルートを使うということで、一部L字に曲げて、それであと府道ですね、それはちょっと都市計画決定しないんですけども、それに接続し、深田川の橋に寺戸森本幹線ができましたけれども、それを都市計画道路と決定してルートを変更したという実績はございます。

○委員 ありがとうございます。思い出しました、桂馬場線がありました。それはそれでやむを得ない事情というのが、理由は何ぼでもつくと思うんですけども、今回の場合のように、一部家屋が9軒かかっているということを避けるためという理由であったんですけども、果たしてこれで合意形成が、言つたらいいけないかもしれませんけれども、是とするべきものなのかなと、了とすべきか可とすべきかわかりませんけれども、十分に人様の財産の関係もありますので、考えないといけないと違うかなと思いましたので、あえてちょっと質問させていただきました。

それと、もう一つは、こここの部分だけの話ではなくて、これから例えば北部に延びていって、そして向日町上鳥羽線のいわゆる東西の道路につながっていく、もうちょっと北のほうまでずっと上がっていくんですね、実は。ここはちょっと今ここで切れていますけれども。

その関連も含めて、この16メートルから2メートルほど小さな道路にするということで、今回計画にならないんですけども、案が出ていませんけれども、起点と終点

の関係で、北の起点とすればそこから上の話は、今後どのように検討されていくのかなというふうに、ちょっとと思ったわけです。もし御存じであれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○会長 まず後者のほう、2点あったと思いますが、そのうちの。先ほどの北の側のネットワークの接続云々の話ですね。道路関係の接続はうまくいくのかどうか等も含めて。

○事務局 今の変更点よりもさらに北側、約200メートルぐらいに、京都市との行政界があるんですけれども、この部分に京都市、向日市それぞれの行政界が入っている部分がありまして、その間についてまだ京都市と幅員がどうなんだということで、調整ができていないということで、今回の変更はその分を除かしていただいて、寺戸森本幹線2号ですね、今回、そこまでの部分を変更というふうにさせていただいております。

ですので、今の部分よりも北側のほうに関しましては、今後京都市と話をしてきまして、それで幅員とか内容ですね、決定次第また都計審のほうに意見をお伺いしようというふうに考えております。

○会長 後、これを判断するときに重要なことなんですが、計画線から外れる9軒についてと、ここの方々の意見の合意形成ですね、きっとできているかどうかということを、どういう状況にあるのかということをちょっと御説明いただいて、今後のこととも含めてなんですが、よろしくお願ひいたします。

それと、新たな計画にしたときの約2軒というのがあります、これはどういう状況なのかということも、きっと御説明をいただいたほうがいいかと思います。

○事務局 今現在ですけれども、外れる9軒の方、並びに新たにかかる2軒の方に関しては、直接内容に関して説明した経過はございません。

今後、説明会を開催する予定にしています。その中で、外れる9軒、新たにかかる2軒の方に関しましては、説明する案内文とかをお渡しして、説明会の中でちゃんと

説明していきたいというふうに考えております。

○会長 次回の2月の審議会のときには、そういった形も含めて御説明いただけると。

○事務局 そうですね。説明会の報告はさせていただきます。

○委員 ありがとうございます。この牛ヶ瀬勝龍寺線については、今回16メートルを14メートルにすると、しかし今回北部の起点になるところから上は、まだ生きたままの16メートル道路と。道路という形としておかしくないかというか、おかしいのと違うかなと。もともと16メートルだったら16メートルの線で引くのが当たり前で、14メートルにした理由が、いまいちこれで通るのかなと。

そうですよね、16メートルを14メートルにすると言っているんですよね。あるいは17メートルになる部分もありますけれども、この広くなったり小さくなったりするというのは、そんな道路はやはり今どき、余り好ましくないですよね、何となく。その辺はどういう考え方でこういう線が、案が示されたのか、もう一度説明願いたいと思います。

○会長 お願いいいたします。

○事務局 もともと16メートルで計画決定しております。それで、やはり駅の東口の開設に当たりましては、都市計画道路を整備していかないといけないという中で、本来の幅員構成からやはり交通量等を見合わせた中で、必要な横断構成を検討していくという中で、今回14メートルになっていると。もちろんそれは大目的の一つには、コストを縮減すると。建設コスト、市民の負担ができるだけ少なくするというのももちろんあります。

その中で必要な分については整備していくということで、今、今日も御出席いただいている交通管理者の向日町警察署さんや京都府公安委員会と、今の幅員構成の御協議を何回もさせていただいておりますし、それから家とか水路がかからないようにということで、大きなカーブを入れていますけれども、その辺についても御協議させ

ていただいているので、道路構造令等法令の中で対応しているというふうに御理解いただけたらと思います。

○会長 今のお話の中で、道路構造令との対応ということなんですが、今の疑問点は16メートルが14メートルで、道路の直線上で、走行だとか何かで支障を来さないかどうか。それはちょっと道路としておかしくないかということ、恐らく安全性とか運転性の問題とかもあると思うんです。それについてはいかがでしょうかということなんです。

○事務局 北側は、先ほども巖嶋副部長も申し上げましたように、京都市さんとは来年度変更についての協議を行う予定にしております。今後京都市さんと安全な道路に変更していきたいと、このように考えております。

○会長 私の一般的な常識として、道路とか道路計画とかをやるときの話としては、車線が真っすぐ通っていると、車道の部分が基本的に曲がるところが若干あっても、そこが確保されていれば基本的に交通の問題は、安全性の問題はまず起こらないんですけども、今回の場合は停車帯を潰すと、むしろ停車するような車両だとかそういう部分をなくすわけですので、こちらのほうが、逆に言うと自転車道と歩行者をきちんと分けることより、むしろ安全からいくとこっちのほうが安全になる可能性もあるわけですね。

幅は狭いですけれども機能的に、要するに道路というのは周りの沿道条件に応じてその仕様が、スペックが変わっていくわけで、ただし連續性の問題というのはそういう状況で、車の安全性であるとか、車線が曲がっていなければ問題ないとか、そのあたりをきっと説明していただかないと、今の疑問点がなかなか解けないのではないかと思いますので、ぜひお願ひしたいと。

○事務局 自転車通行帯と停車帯は幅が1.5メートルですので、これは変更前は停車帯ですけれども、よしんば北側を残したとしても、これを自転車通行帯に変えて、北側を、今の歩道を2.5から3.5メートルに広くすると、歩道が広くなるだけと

いうふうに御理解いただけたらと。車道は3メートル、3メートルが2車線でで6メートルは変わりませんので、停車帯が自転車通行帯に変わる、歩道が広くなるということで、特に今の交通安全上、特に大きな支障になるとは考えておりません。

○会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○委員 お話ありがとうございます。道路と一口に言いましても、今後の向日市のまちづくりから考えてくると、さまざまなファクターも考えておかないといけないわけですけれども、例えば来年度あたりはコミバスも通そうかという話になってきておりまして、私たちは早くコミバス走らせよということで、ここのがいわゆる牛ヶ瀬勝龍寺線ができて、それで人の往来も多くなってきた場合、コミバスの一つも走らせようじゃないかという話も当然出てくるわけですよ、駅に近いわけですから。

そんなときに、機能性を重視するのか、今日も警察の方が来ておりますけれども、やはり安全性を重視するのか、どっちが大事かと。どっちも大事なんですよ。そんなことから、普通の考えで一般的な市民の目から見れば、何でやという疑問符が出てくるわけで、その辺をちょっと心配して質問させていただいたわけです。今後よろしくお願いしたいなというふうに思っていますので、一つまた検討なり、この原案にこだわらず、もっと市民の声も聞くべきことなのではないかなというふうに私は思っておりますので、よろしくお願いします。

○会長 具体的なこれに関する疑問点等ありましたら、事務局のほうにぜひ明確にお伝え、特にこういう点が具体的に危ないと、こういう点が機能的に危ないと、そういう両側面の中で疑問点を御提示いただければ、事務局のほうで御検討いただくということです。よろしくお願ひいたします。

はい、山田委員、お願ひいたします。

○委員 3点お聞きいたします。550メートルですね、その間の距離の総額費用、今からの見積もりはどのぐらいなのかというのと、向日町上鳥羽線まで延長していくということになりますけれども、それも同じ形態でいったらどれぐらいかかるのかと

いうことと、それからここにいらっしゃる方、議員は5人いるんですけども、市長に向日町上鳥羽線の道路がいつできるかという、そういう話の一般質問がありました。そのときに市長は、東口の開設と同時に、京都市はこの向日町上鳥羽線を開通するという、そういう答弁を市長はされました。

議事録にも載っておりますので見ていただきたいと思うんですけども、だったらことと、今この理由書の下から4行を読みますと、向日町上鳥羽線との交差点と市境が近接しており、関係機関との調整に時間要すると、こういうふうに書いてあるんですけども、結局この550だけでしたら、向日市でも寺戸森本幹線2号との交差部がまた非常に混雑していったり、渋滞とか、先ほど丹野委員もおっしゃっていましたけれども、結局桂馬場線と同じように、いびつな形になって、向日町上鳥羽線がもしできていたら、今171号線にずっといけるように、そういう道路でもあるので、その辺やはりこの辺は、なぜこんなに急いでそこだけでもやらなければならないのかなど、それほどこの開発を急いでいるということなのかもしれませんけれども、市民へのやはり説明が必要ですし、また警察の方も、寺戸森本幹線1号で、交差部で幾らか事故が発生しまして、ここでもその意見が出たと思うんですけども、あそこに信号機を設置してほしいと何度もあったんですけども、私も京都府の府警にも交渉させていただいたんですけども、ここに信号機がつかないと。

その一方で南端交差点のほうは、もうずっとついたまま、1年以上も使われていないと、そういう矛盾があって、やはり本当に必要なところの信号機設置、こういったことも、今日警察の方も来ておられますので、こういうようなことをしないと、本当に牛ヶ瀬勝龍寺線から次は向日市道の寺戸森本幹線、それで伏見向日線も、伏見向日線も御存じのように前田地下道ですね、幼稚園バスもちょっと、大変な浸水のときがあったんですけども、非常に危険な状況で、三向の地域の方々が、もう本当に朝夕ずっと、地域ぐるみで交通整理とかボランティアでされているのをよく知っているんですけども、ここも本当に改善も非常に切実な問題ですので、この際ちょっと警察

の方もいらっしゃるのでお聞きしておきたいということ。

それから市長が言っておられた答弁でありましたような、向日町上鳥羽線のことは、結局東口の開設と同時に京都市がやるという確約があったということを答弁で言われていることについてはどうなのかということと、三つ目には、説明会や公聴会が、今、川崎会長のほうは来年2月とおっしゃったんすけれども、先ほどのスライドではこの11月20日が終わってから説明会があって公聴会が開かれるという順序だったんじゃないかなと、私一人で間違っていたらごめんなさい。

ですからその説明会の対象者、公聴会の対象者、こういった対象者は、どの程度のところでされるのか、この点についてもお伺いします。

○会長　　はい、3点お願ひいたします。いかがでしょうか。コストの問題ですね、まず第一は。

○事務局　　まず一つ目、コストの関係です。本日この原案を御提示させていただきました。これから都市計画上の手続、法手続を踏まえてまいります。その後事業化という運びになってまいります。

したがいまして、この事業費等については、まだ算出できる段階には至っておりません。

それから、向日町上鳥羽線の話なんすけれども、これにつきましては、京都市のほうで京みやこ計画か何かの見直しで、昨年度に、これまで道路ストックの関係で、橋梁の長寿命化とかそういうことに重点的にされて、新規事業については凍結をされていましたが、昨年度この計画を見直されまして、この向日町上鳥羽線についても位置づけられたというのがございます。そのことから、市長が申し上げたとおりでございます。

あと、向日市の道路事情というものは、これは十分ではないですし、まだまだおくれているものと我々は認識しております。そのことから、今本当に京都府さんの方で、南端交差点を始め物集女街道等いろんなところで事業をしていただいているところ

ろであります。

そしてまた、そういうことも踏まえまして、本市におきましてもこのあらゆる事業につきましては、全ての事業においてやはり急いで実施していく必要があるものと考えてはおります。

そして信号機の設置につきましても、必ず警察さんのほうに御協力をいただいております。そして必要なところにつきましては、警察さんのほうでも、現地を十分見ていただいて、対処していただいておりますし、今後こういう詳細についても調整を行ってまいりたいということでは考えております。

○会長 はい、山田先生いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員 あと説明会、公聴会を、すみません。

○会長 説明会、公聴会、そうですね、範囲につきましてすみません。

○事務局 説明会のほうですけれども、今のところ予定しておりますのは、年明け、1月に、説明会並びに公聴会をやらせていただいて、その内容を2月ですね、都計審で御報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員 対象者は。

○会長 対象ですね、どういう方々。

○委員 市民ですか。

○事務局 対象者は一応、市民ということになっています。特に、全体を広報、ホームページ等でお知らせするんですけども、先ほど今かかっている方が外れると、新たにかかるるという方に関しては、さらに説明会がありますということを、ちゃんとお知らせしていきたいというように思っております。

○会長 山田先生の一番御懸念、先ほど丹野委員のほうからもありましたが、交通渋滞や非常に混雑だとか、いろんな問題が起こるかどうかというものの不安というのは、皆さん方思っておられるかもしれない。そのときに、それをきちんと判断する方法論としては、ネットワークの交通需要でどれぐらいなのかとか、そういうことを出

すこともあります、そのあたりの指標というか、そういうものは出るんでしょうか。

この道路ができたとき、どれぐらいの交通量が1日あるのかということについて。

○事務局 将来、交通量について都市計画道路見直し調査の中で、平成40年の将来交通量ということで調べた結果、牛ヶ瀬勝龍寺線の将来交通量は1日で7,700台というのを見込んでおります。

○会長 ありがとうございます。

○委員 もう少し、関連して。

○会長 はい、山田委員。

○委員 総額がわからないと、今未定だとそうおっしゃいましたけれども、16メートル道路でこういう形態のところはたくさんあると思うんですよね。それで向日市では土地のいろいろな問題が発生するとしても、大体金額、物事を決めるときに、予算もなしにどれだけかかるかというのはなしに、こういうものを提出されるというのは、私はいかがなものかと。

私たち自分の一般家庭であっても、何か物事を始めるときにまずお金だと、そこから計算するので、今現在算出に至っていないということは、予定ぐらい別に、絶対それは当たっていることではないけれども、一定の、これぐらい、550メートル程度でこれぐらいかかる、他市を調べてもこれぐらいかかりますよということが、やはり提示していただきたいなというふうに思います。

それから警察の方が来ておられるのでこの機会にお願いを、交通量だけではないと思うんですけども、危険箇所でないとかあるとかというのは、一概に決められないというのもあるかなと思うんですけども、ぜひ今、次、向日町上鳥羽線の交差点の中でもこれからあるということもあるかもしませんけれども、もしこういうことが進んでいった場合には、道路つくったわ、亡くなる人が出てしまったわというのでは、本当につらい思いをするのは住民ですので、実際に寺戸森本幹線1号のときに、もう本当に大騒ぎだったんです。議会でもその質問をする人が数人おられて、大問題にな

つっていましたので、そういう点はぜひ現場を見ていただいていると思うんですけども、どういうものを重視して信号機を設置していくかというのは、ちょっとだけ教えていただけたらなと思います。

○会長 歩道の仕様によっても若干のプラスマイナスはあるけれども、大体平米何ぼぐらいで、これぐらいの仕様だったらこれぐらいですと、大まかなことぐらいは御提示いただけるのではないかという山田先生の御議論だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○事務局 やはり私どもも、責任を持ってお答えしていきたいというものがございます。ですので、明らかに今回、建築物9軒から2軒になる、もちろん事業費は下がるというのもあるんですけども、他市の状況も踏まえていろいろ情報収集はしておりますが、やはり他市と本市とは条件も異なってまいりますので、それにつきましても、精度を高めた段階で御説明していきたいと思っておりますが、現時点ではまだそういう検討に至る段階ではございません。

○会長 ありがとうございます。立ち退きだとかそういう問題もあるわけですね。その費用も含めてということですね。

それから、この道路ができたときの安全性の問題、これはここの道路、まだ具体的に決まって、今初めてここで、こういう図面の中で出てきましたので、警察の方々に急にお聞きするというのは何か難しいことかもしれませんけれども、一般論で結構でございますので、信号であるとか、所見としてこういうところを注意しておかなければいけないということがもしございましたら、警察の方でも結構ですし、水口さんのほうからでも結構なんすけれども、一般論として。

○委員 交通関係につきましては、ちょっとうちの所管事項ではないので。

○会長 申しわけございません。事務局でも結構ですが、そのあたりの安全問題も協議していくということでよろしいですか。

○事務局 私どももお答えできない。

○会長 はい、わかりました。ありがとうございます。すみません、どうも。

○委員 代理の方が来られていると聞いたもので、そう思いましたけれども結構です。

○会長 わかりました、どうも申しわけございません。

そのほかいかがでしょうか。

皆様方から非常に御活発な御意見をいただくもので、これは非常に私もうれしい限りでございますが、時間がまいりましたので申しわけございません。ここで大体、御意見、御質問が出たということで、本日のこの報告事項については以上とさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。どうしてもということであれば。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。

皆様方の御協力によりまして、スムーズに、しかも活発に会議を終えることができました。大変ありがとうございました。

それでは司会のほうにマイクをお返しいたします。

○事務局 それでは、以上をもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。次回の開催でございますが、来年の2月を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

皆様、お忘れ物のないようにお帰りください。

本日はありがとうございました。

閉会 午後3時51分